

TOPICS

「平成26年8月豪雨」 広島土砂災害における 法テラスの被災地支援

平成26年8月20日未明、広島市で集中豪雨による土石流やがけ崩れによる災害が起き、死者74名、負傷者69名、被災家屋4,749棟（平成26年12月26日広島市発表）にのぼる甚大な被害が発生した。

① 法テラス広島の土業連絡会での取り組み

発災直後から、法テラス広島は、広島県災害復興支援土業連絡会（以下、「土業連絡会」という）の一員として、被災地でのワンストップ支援を行ってきた。この土業連絡会は、平成23年5月、広島県内の東日本大震災の避難者の支援のために立ち上がった弁護士会等関係土業14団体で構成された組織である。

土業連絡会は、ボランティアセンターで被災地のニーズを把握し、避難所相談、被災地集会所等での相談会を定期的で開催した。その中で法テラスのニーズ調査も行った。

② 広島弁護士会・広島司法書士会との共催による無料法律相談の実施

法テラスは、平成26年9月8日から広島弁護士会と共に無料相談を実施し、電話相談は123件（平成27年2月28日終了）、面談相談は、法律相談センターでの相談が13件、被災地出張相談は62件に上った。平成26年10月6日からは司法書士会と共に無料法律相談を行い、4件の相談を実施した。

③ ニーズ調査分析

今回のニーズ調査は、面談相談に付随するアンケート調査という形で行った。

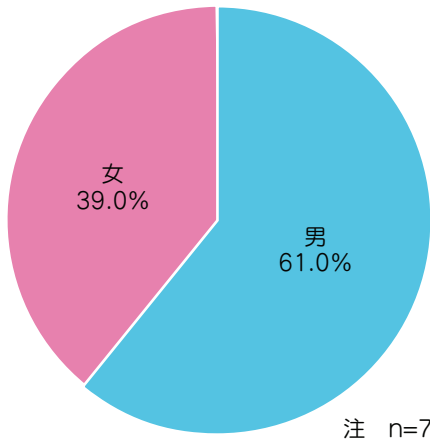
まず、全体の相談者のうち、男性が61%、女性が39%であり、世帯主からの相談が多いものと考えられる。また、被災当時、持ち家であった相談者は89%を占めている。他方、相談内容としては、罹災証明や生活再建支援金に関するものが多数存在した。世帯で認定される罹災証明の認定への不満や支援金への不満が相談につながったものといえる。

相談内容は、9月は土砂撤去費用を含む相隣関係の相談が多いが、10月に入ると罹災証明の認定への不服や借家の問題など、生活再建に向けた相談が多くなっている。さらに、12月になると、税金の相談が増えてくる。このように、相談内容は、時期や町の復旧・復興と共に変化していくのがわかる。

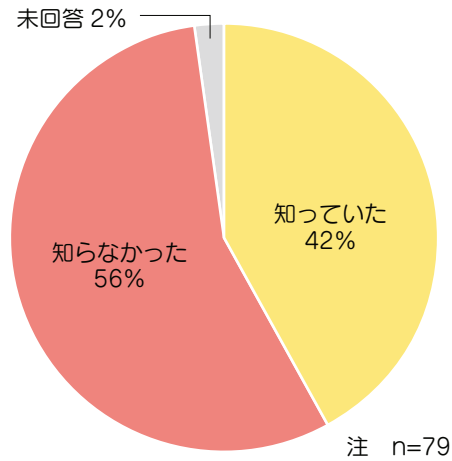
相談場所について、被災地やその周辺の公民館での相談を求める意見が42件と一番多い。実際、被災地出張相談は法律相談センターでの相談と比較して多くなっている。ここから、東日本大震災の被災者支援の課題でも指摘されている通り、待機型サービスの限界が浮かび上がってくる。被災者に身近な存在として活動する被災地相談会は有効な手段であり、潜在的なニーズを顕在化させるためには、アウトリーチなどの手法が重要である。

また、今回の調査では、法テラスの認知度は42%にとどまった。その一方で、法テラスのサービス拡充への期待は強く、「資力に関係なく無料法律相談を受けられるようにしてほしい」「相談の回数制限をなくしてほしい」などといったサービス拡充を求める回答がそれぞれ2割以上あった。

資料6-8 相談者の男女別割合

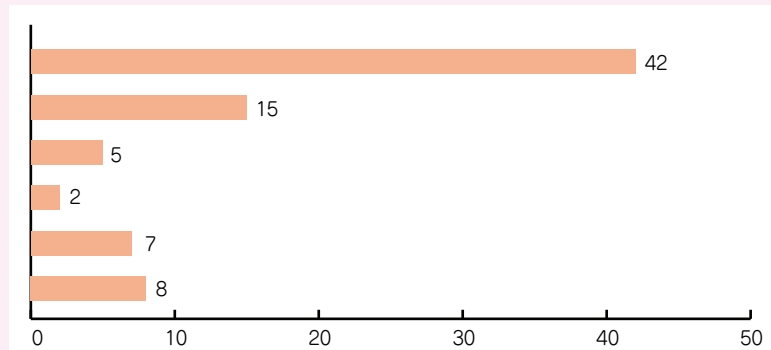


資料6-9 法テラスの認知度



資料6-10 希望相談場所

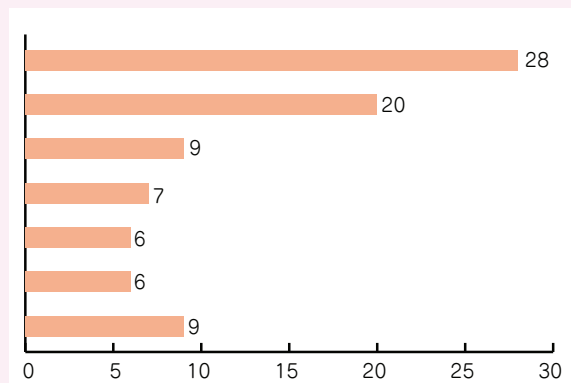
被災地域及びその周辺の公民館
 法律相談センター
 ボランティアセンター
 相談車両
 その他
 未回答



注 n=79、複数回答

資料6-11 法テラスに期待すること

資力に関係なく無料法律相談を受けられるようにしてほしい
 相談の回数制限をなくしてほしい
 電話で法律相談ができるようにしてほしい
 平日昼間だけでなく、土日や夜間も法律相談ができるようにしてほしい
 法律相談のために自宅まで来てほしい
 電子メールで法律相談ができるようにしてほしい
 その他



注 n=79、複数回答